

○ ○ 会 規 約

〔※これは一例ですので
参考にして下さい。〕

- 第 1 条（名称・所在地）
本会は、○○会と称し、主たる事務所を宮崎市に置く。
- 第 2 条（目的）
本会は、山川一郎氏を後援することにより、宮崎県政の発展と住民福祉の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第 3 条（事業）
本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1 講演会、座談会等の開催
2 会報等の発刊、配布
3 その他本会の目的達成のため必要な事業
- 第 4 条（会員）
本会の会員は、第 2 条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって構成する。
- 第 5 条（役員）
本会に次の役員をおく。
会 長 1 名
副 会 長 2 名
幹 事 若干名
会 計 責 任 者 1 名
監 事 2 名
- 第 6 条（役員を選出及び任期）
1 役員は総会において選出する。
2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第 7 条（総会及び役員会）
1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
- 第 8 条（経費）
本会の経費は、会費（年額2,000円）、寄附金その他の収入をもって充当する。
- 第 9 条（会計年度及び会計検査）
1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。
- 第 10 条（規約の改廃）
本規約の改廃は、総会において決定する。
- 第 11 条（補則）
本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。
- （附 則）
本規約は、令和 年 月 日より実施する。